愛媛行政評価事務所総務課	愛媛県松山市若草町四番地三　松山若草合同庁舎	
高知行政評価事務所総務室	高知県高知市本町四丁目三番四一号　高知地方合同庁舎	
九州管区行政評価局総務課	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一一番一号　福岡合同庁舎	
佐賀行政評価事務所総務室	佐賀県佐賀市城内二丁目一〇番二〇号　佐賀合同庁舎	
長崎行政評価事務所総務課	長崎県長崎市岩川町一六番一六号　長崎合同庁舎	
熊本行政評価事務所総務課	熊本県熊本市西区春日二丁目一〇番一号　熊本地方合同庁舎B棟	
大分行政評価事務所総務室	大分県大分市新川町二丁目一番三六号　大分合同庁舎	
宮崎行政評価事務所総務室	宮崎県宮崎市橘通東三丁目一番二二号　宮崎合同庁舎	
鹿児島行政評価事務所総務課	鹿児島県鹿児島市山下町一三番二一号　鹿児島合同庁舎	
［同上］		
北海道総合通信局総務部総務課企画広報室	北海道札幌市北区北八条西二丁目　札幌第一合同庁舎	
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十六日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
東洋製罐株式会社	東京都品川区東五反田二丁目十八番一号	金属プレス加工、プラスチック成形
大和鍛工株式会社	静岡県掛川市岡津二百四十六番地	鍛造

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。